短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護
重要事項説明書

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、厚生労働省令の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

１．事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人　常念会
主たる事務所の所在地	〒440-0814　豊橋市前田町二丁目１９番地の１７
代表者（職名・氏名）	理事長　権田　隆実
設立年月日	平成７年９月１４日
電話番号	０５３２－５４－８８１１

２．ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	介護老人保健施設みのり	
サービスの種類	短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護	
事業所の所在地	〒440-0081　豊橋市大村町字山所７７番地	
電話番号	０５３２－５１－１３３６	
指定年月日・事業所番号	平成１７年７月１日指定	２３５２０８００６９
利用定員	空床利用	
通常の送迎の実施地域	豊橋市、豊川市	

３．事業の目的と運営の方針

事業の目的	短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護状態（介護予防短期入所療養介護にあっては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。
運営の方針	１　当事業所では、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話を行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が１日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。 ２　当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れが

	ある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。 3　当事業所では、当事業所が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者)、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。 4　当事業所では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。 5　サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。 6　利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

４．提供するサービスの内容

短期入所療養介護（又は介護予防短期入所療養介護）は、事業者が設置する事業所において、入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担軽減を図るサービスです。

５．事業所の職員体制（R8/4/1 現在）

従業者の職種	勤務の形態・人数
医　師	常勤兼務　１人
薬剤師	非常勤専従　１人
看護職員	常勤専従　５人、非常勤専従　５人
介護職員	常勤専従　２０人、常勤兼務　２人、非常勤専従　６人
支援相談員	常勤専従　１人、常勤兼務　２人
理学療法士	常勤兼務　５人、非常勤兼務　２人
作業療法士	常勤兼務　７人、非常勤兼務　１人
管理栄養士	常勤兼務　２人
介護支援専門員	常勤兼務　４人
事務職員	常勤兼務　３人

６．サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員（支援相談員）及びその管理責任者（管理者）は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出くだ

さい。

担当職員の氏名	支援相談員　伊藤　勝規、河合　吉子、渡辺　敬子
管理責任者の氏名	管理者　竹内　宣久

７．利用料

あなたがサービスを利用した場合の「利用者負担金」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本単位数に地域区分別の単価を乗じた額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（１）短期入所療養介護の利用料

【基本部分：介護老人保健施設短期入所療養介護費　基本型（従来型個室）】

利用者の要介護度	短期入所療養介護費Ⅰｉ（１日あたり）		
	基本単位数 ※（注１）参照	基本利用料	**利用者負担金（1割） ※（注２）参照**
要介護１	753単位	7,635円	**７６４円**
要介護２	801単位	8,122円	**８１３円**
要介護３	864単位	8,760円	**８７６円**
要介護４	918単位	9,308円	**９３１円**
要介護５	971単位	9,845円	**９８５円**

【基本部分：介護老人保健施設短期入所療養介護費　基本型（多床室）】

利用者の要介護度	短期入所療養介護費Ⅰiii（１日あたり）		
	基本単位数 ※（注１）参照	基本利用料	**利用者負担金（1割） ※（注２）参照**
要介護１	830単位	8,416円	**８４２円**
要介護２	880単位	8,923円	**８９３円**
要介護３	944単位	9,572円	**９５８円**
要介護４	997単位	10,109円	**１，０１１円**
要介護５	1,052単位	10,667円	**１，０６７円**

【基本部分：介護老人保健施設短期入所療養介護費　在宅強化型（従来型個室）】

利用者の要介護度	短期入所療養介護費Ⅰii（１日あたり）		
	基本単位数 ※（注１）参照	基本利用料	**利用者負担金（1割） ※（注２）参照**
要介護１	819単位	8,304円	**８３１円**
要介護２	893単位	9,055円	**９０６円**

要介護３	958単位	9,714円	**９７２円**
要介護４	1,017単位	10,312円	**１，０３２円**
要介護５	1,074単位	10,890円	**１，０８９円**

【基本部分：介護老人保健施設短期入所療養介護費　在宅強化型（多床室)】

利用者の要介護度	短期入所療養介護費Ⅰiv（１日あたり）		
	基本単位数 ※（注１）参照	基本利用料	**利用者負担金（1割） ※（注２）参照**
要介護１	902単位	9,146円	**９１５円**
要介護２	979単位	9,927円	**９９３円**
要介護３	1,044単位	10,586円	**１，０５９円**
要介護４	1,102単位	11,174円	**１，１１８円**
要介護５	1,161単位	11,772円	**１，１７８円**

（注１）上記の基本単位数は、厚生労働大臣が告示で定める単位であり、これが改定された場合は、これら基本単位数も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本単位数を書面でお知らせします。

（注２）上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご留意ください。

【加算】（１日につき）

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の利用者負担金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	基本単位数	基本利用料	**利用者負担金（1割）**
夜勤職員配置加算	別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たした場合。	24単位	243円	**２５円**
個別リハビリテーション実施加算	医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同して利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成し、当該個別リハビリテーション計画に基づき、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリテーションを行った場合。	240単位	2,433円	**２４４円**
認知症ケア加算	日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合。	76単位	770円	**７７円**
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所療養介護を	200単位	2,028円	**２０３円**

	利用することが適当であると判断した者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合。（７日間限度）			
緊急短期入所受入加算	居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合。（７日限度、利用者家族の疾病等やむを得ない事情がある場合には14日限度）	90単位	912円	９２円
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合。	120単位	1,216円	１２２円
重度療養管理加算	利用者（要介護４又は要介護５の者に限る。）であって、別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに対して、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、療養上必要な処置を行った場合。	120単位	1,216円	１２２円
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ（基本型）	別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設の場合。	51 単位	517円	５２円
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ（在宅強化型）		51 単位	517円	５２円
送迎加算	利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合。（片道につき）	184単位	1,865円	１８７円
総合医学管理加算	治療管理を目的とし、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を行った場合。（10日限度）	275単位	2,788円	２７９円
口腔連携強化加算	事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、情報提供した場合。（１月に１回限り）	50単位	507円	５１円
療養食加算	別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したとき。（１日につき３回限度）	8単位	81円	９円
認知症専門ケア加算Ⅰ	利用者の総数のうち、認知症の者の占める割合が２分の１以上で、認知症介護の専門的な研修を修了している者を配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施し、認知症ケアに関する会議を定期的に開催している場合。	3単位	30円	３円
認知症専門ケア加算Ⅱ	Ⅰの要件に加え、認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を１名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施し、認知症ケアに関する研修を実施している場合。	4単位	40円	４円

緊急時治療管理	利用者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合。 （１月に１回、連続３日限度）	518単位	5,252円	**５２６円**
生産性向上推進体制加算Ⅰ	Ⅱの要件を満たし、見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、職員間の適切な役割分担の取組等を行っている場合。（１月につき）	100単位	1,014円	**１０２円**
生産性向上推進体制加算Ⅱ	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っており、見守り機器等のテクノロジーを１つ以上導入し、１年以内ごとに１回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行っている場合。（１月につき）	10単位	101円	**１１円**
サービス提供体制強化加算Ⅰ	介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上、勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の35以上のいずれかである場合。（注３） ※加算Ⅰ～Ⅲのいずれか１つを算定する。	22単位	223円	**２３円**
サービス提供体制強化加算Ⅱ	介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上である場合。（注３）	18単位	182円	**１９円**
サービス提供体制強化加算Ⅲ	介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上、常勤職員の占める割合が100分の75以上、勤続年数７年以上の者の占める割合が100分の30以上のいずれかである場合。（注３）	6単位	60円	**６円**
介護職員等処遇改善加算Ⅰ１	介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所が、厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施している場合。 （注３）（１単位未満は四捨五入） ※加算Ⅰイ～Ⅳのいずれか１つを算定する。	所定単位数の90/1000単位	左記単位数に10.14を乗じた額	**左記額の１割**
介護職員等処遇改善加算Ⅰ２		97/1000単位		
介護職員等処遇改善加算Ⅱ１		86/1000単位		
介護職員等処遇改善加算Ⅱ２		93/1000単位		

介護職員等 処遇改善加算Ⅲ		69/1000 単位		
介護職員等 処遇改善加算Ⅳ		59/1000 単位		

（注３）当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【地域区分】

地域単価　１０．１４円（東三河広域連合）

介護報酬は、１単位が１０．１４円で算定されます。ただし、１円未満の端数は切り捨てとなります。（注１）

（注１）１日の利用者負担金の算出方法

１日の総単位数（A）×介護職員等処遇改善加算の加算率

＝介護職員等処遇改善加算の単位数（B）

※１単位未満の端数処理（四捨五入）

（A＋B）×10.14＝介護報酬（C）※１円未満の端数処理（切り捨て）

（C）－（C）×0.9 又は 0.8 又は 0.7＝１日の利用者負担金

（２）介護予防短期入所療養介護の利用料

【基本部分：介護老人保健施設介護予防短期入所生活介護費　基本型（従来型個室）】

利用者の 要介護度	介護予防短期入所療養介護費Ⅰi（１日あたり）		
	基本単位数 ※（注１）参照	基本利用料	**利用者負担金（1割） ※（注２）参照**
要支援１	579単位	5,871円	**５８８円**
要支援２	726単位	7,361円	**７３７円**

【基本部分：介護老人保健施設介護予防短期入所生活介護費　基本型（多床室）】

利用者の 要介護度	介護予防短期入所療養介護費Ⅰiii（１日あたり）		
	基本単位数 ※（注１）参照	基本利用料	**利用者負担金（1割） ※（注２）参照**
要支援１	613単位	6,215円	**６２２円**
要支援２	774単位	7,848円	**７８５円**

【基本部分：介護老人保健施設介護予防短期入所生活介護費　在宅強化型（従来型個室）】

利用者の 要介護度	介護予防短期入所療養介護費Ⅰii（１日あたり）		
	基本単位数 ※（注１）参照	基本利用料	**利用者負担金（1割） ※（注２）参照**
要支援１	632単位	6,408円	**６４１円**
要支援２	778単位	7,888円	**７８９円**

【基本部分：介護老人保健施設介護予防短期入所生活介護費　在宅強化型（多床室）】

利用者の要介護度	介護予防短期入所療養介護費Ⅰiv（１日あたり）		
	基本単位数 ※（注１）参照	基本利用料	**利用者負担金（1割） ※（注２）参照**
要支援１	672単位	6,814円	**６８２円**
要支援２	834単位	8,456円	**８４６円**

（注１）上記の基本単位数は、厚生労働大臣が告示で定める単位であり、これが改定された場合は、これら基本単位数も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本単位数を書面でお知らせします。

（注２）上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご留意ください。

【加算】（１日につき）

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の利用者負担金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	基本単位数	基本利用料	**利用者負担金（1割）**
夜勤職員配置加算	別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たした場合。	24単位	243円	**２５円**
個別リハビリテーション実施加算	医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同して利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成し、当該個別リハビリテーション計画に基づき、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリテーションを行った場合。	240単位	2,433円	**２４４円**
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合。（７日間限度）	200単位	2,028円	**２０３円**
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所療養介護を行った場合。	120単位	1,216円	**１２２円**
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ（基本型）	別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設の場合。	51 単位	517円	**５２円**
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ（在宅強化型）		51 単位	517円	**５２円**
送迎加算	利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められ	184単位	1,865円	**１８７円**

	る利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合。(片道につき)			
総合医学管理加算	治療管理を目的とし、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を行った場合。(10日限度)	275単位	2,788円	２７９円
口腔連携強化加算	事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、情報提供した場合。(１月に１回限り)	50単位	507円	５１円
療養食加算	別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したとき。(１日につき３回限度)	8単位	81円	９円
認知症専門ケア加算Ⅰ	利用者の総数のうち、認知症の者の占める割合が２分の１以上で、認知症介護の専門的な研修を修了している者を配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施し、認知症ケアに関する会議を定期的に開催している場合。	3単位	30円	３円
認知症専門ケア加算Ⅱ	Ⅰの要件に加え、認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を１名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施し、認知症ケアに関する研修を実施している場合。	4単位	40円	４円
緊急時治療管理	利用者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合。 (１月に１回、連続３日限度)	518単位	5,252円	５２６円
生産性向上推進体制加算Ⅰ	Ⅱの要件を満たし、見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、職員間の適切な役割分担の取組等を行っている場合。 (１月につき)	100単位	1,014円	１０２円
生産性向上推進体制加算Ⅱ	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っており、見守り機器等のテクノロジーを１つ以上導入し、１年以内ごとに１回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行っている場合。 (１月につき)	10単位	101円	１１円
サービス提供体制強化加算Ⅰ	介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上、勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の35以上のいずれ	22単位	223円	２３円

	かである場合。（注３） ※加算Ⅰ～Ⅲのいずれか１つを算定する。			
サービス提供体制強化加算Ⅱ	介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上である場合。（注３）	18単位	182円	１９円
サービス提供体制強化加算Ⅲ	介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所の職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上、常勤職員の占める割合が100分の75以上、勤続年数７年以上の者の占める割合が100分の30以上のいずれかである場合。（注３）	6単位	60円	６円
介護職員等処遇改善加算Ⅰ１	介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所が、厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施している場合。（注３）（１単位未満は四捨五入） ※加算Ⅰイ～Ⅳのいずれか１つを算定する。	所定単位数の90/1000単位	左記単位数に10.14を乗じた額	左記額の１割
介護職員等処遇改善加算Ⅰ２		97/1000単位		
介護職員等処遇改善加算Ⅱ１		86/1000単位		
介護職員等処遇改善加算Ⅱ２		93/1000単位		
介護職員等処遇改善加算Ⅲ		69/1000単位		
介護職員等処遇改善加算Ⅳ		59/1000単位		

（注３）当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【地域区分】

地域単価　１０．１４円（東三河広域連合）

介護報酬は、１単位が１０．１４円で算定されます。ただし、１円未満の端数は切り捨てとなります。（注１）

（注１）１日の利用者負担金の算出方法

１日の総単位数（A）×介護職員等処遇改善加算の加算率

＝介護職員等処遇改善加算の単位数（B）

※１単位未満の端数処理（四捨五入）

（A＋B）×10.14＝介護報酬（C）※１円未満の端数処理（切り捨て）

（C）－（C）×0.9 又は 0.8 又は 0.7＝１日の利用者負担金

（３）その他の費用

種　　類	内　　容	利用料
食　　費	食事の提供に要する費用。	１日　２０６９円 朝食　４５７円 昼食　８９３円 夕食　７１９円
滞在費（従来型個室）	滞在に要する費用。	１日　１７２８円
滞在費（多床室）		１日　４３７円
個室代	個室をご利用される場合。	１日　７００円
日用品費	石鹸、シャンプー、ティッシュペーパー、バスタオルやおしぼり等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合。	１日　２１０円
教養娯楽費	倶楽部やレクリエーションで使用する、折り紙、粘土等の材料や風船、輪投げ等の遊具、ビデオソフト等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合。	１回　１５７円
私物洗濯代（ネット）	私物の洗濯物を施設で洗濯した場合。	１ﾈｯﾄ　８８０円
私物洗濯代（毛布・ﾀｵﾙｹｯﾄ類）		１枚　４００円
私物洗濯代（上衣類）		１枚　１００円
私物洗濯代（肌着類）		１枚　６０円
理美容代（カット）	理美容を施設に依頼される場合。	ｶｯﾄ　２０００円
理美容代（顔剃り）		顔剃り　５００円

※ 介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は利用時にご提示ください。
介護保険負担限度額認定証とは、市民税非課税世帯の方に発行されるもので、食事及び居住費が減免される認定証です。減免制度の適用を受けるには、市に申請し交付を受ける必要があります。

（４）支払い方法

上記（１）から（３）までの利用料（利用者負担分の金額）は、１ヶ月ごとにまとめて請求します。毎月１０日に、前月分の利用料請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

原則、口座振替にてお支払いください。口座振替の手続きが２ヶ月程かかりますので、初回利用月のみ翌々月の引き落としになります。

支払い方法	支払い要件等
口座振替	サービスを利用した月の翌月の２０日（金融機関休業日の場合は、翌営業日）に、あなたが指定する口座より引き落とします。 全国の金融機関から引き落とし可能です。 ※口座振替の手数料１１０円はお客様の負担となります。
銀行振込	サービスを利用した月の翌月の末日（祝休日の場合は直前の平日）までに、事業者が指定する下記口座に必ず利用者本人のお名前でお振り込みください。 ※振込手数料はお客様の負担となります。 （振込先）岡崎信用金庫　豊橋支店　普通預金　２０１２６８９ （名義人）医療法人常念会　介護老人保健施設みのり　理事長　権田隆実

８．緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

９．事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）、東三河広域連合及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

１０．苦情相談窓口

（１）サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	窓口責任者　支援相談室長　伊藤　勝規 ご利用時間　８：３０～１７：３０ ご利用方法　電話（０５３２－５１－１３３６） 面接（当施設１階相談室） 意見箱（玄関に設置）

（２）サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	東三河広域連合　介護保険課	電話番号　０５３２－２６－８４７０ ０５３２－２６－８４７１
	愛知県国民健康保険団体連合会 苦情相談室	電話番号　０５２－９７１－４１６５

１１．サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

（１）サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。

（２）複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならな

いようお願いします。

（3）体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

１２．提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

１３．ハラスメントの禁止

職員への次のようなハラスメントは固くお断りします。ハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。当施設の快適性、安全性を確保するためにもご協力をお願いします。

① 身体的暴力…身体的な力を使って危害を及ぼす行為。
例：物を投げつける。たたく。唾を吐く。

② 精神的暴力…個人の尊厳や人格を態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。
例：怒鳴る。威圧的な態度で文句を言い続ける。理不尽なサービスを要求する。

③ セクシャルハラスメント…意に沿わない性的誘いかけ、好意的な態度の要求等、性的ないやがらせ行為。 例：必要もなく手や腕をさわる。抱きしめる。卑猥な言動を繰り返す。

１４．ご相談時間の制限

当施設をはじめとする福祉サービス機関は、広く市民の皆様に福祉サービスをご提供し、或いは福祉サービスをご利用頂けるよう、適宜情報提供するなどの支援をすることを目的としています。

その活動の中で、特定の方からの長期間にわたるご相談やご質問、解決すべき課題と関連性を認め難いお話などに一人の職員が対応し続けることは、他の多くの方々を支援する機会が失われることに繋がりかねません。

そのような観点から、当施設ではご相談の時間を原則 1 回あたり 30 分とし、回数や総時間数等に上限を設けさせていただいております。

ただし課題との関連性や必要性の見極めは事案により異なり得るところ、すべて一律に上限を設定することは致しません。必要に応じて、職員が個別に申し入れをさせていただきます。

皆様のご理解ご協力のほど宜しくお願い致します。